

令和5年度建設工事特命随意契約の内容に関する事項

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
1	令和5年度 第1—4号	2段取水ポンプ場 3号ポンプ整備工事	草津市野路一丁目	機械器具設置	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原三丁目3番31号	水中ポンプ φ300mm、150kW×1台整備	35,200,000 円	令和5年6月16日～令和6年2月22日	当該2段取水ポンプ場ポンプは、株式会社石垣製のポンプである。ポンプ構成部品は独自の部品であり製造及び調達、また、分解・組立についても組立要領を知る当該業者にしか施工することができないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
2	令和5年度 第1—12号	草津市営火葬場火葬炉修繕（その他1）	草津市東草津四丁目	機械器具設置	邦英商興株式会社	名古屋市北区志賀町一丁目18番	・火葬炉内耐火煉瓦積替（1・2・3号炉） ・台車耐火材打替等 ・電気設備修繕 ・消耗雑材の取替工事 ・安全対策・養生・足場・片づけ・清掃 ・各種点検確認・試運転調整 ・発生廃材類撤去処分（産廃処分）	6,864,000 円	令和5年6月30日～令和5年9月30日	草津市営火葬場は竣工から40年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取替え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。 火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返し、本市の火葬炉専用に製造されている物である。 その面図や製造方法は耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉の規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。 また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。 以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
3	令和5年度 第1—13号	草津町配水管更新工事	草津市草津町	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	不断水ストッパー設置（2箇所、φ350）	19,600,000 円	令和5年6月2日～令和5年6月30日	草津町地先において、口径350mmの配水管から不断水分岐している口径250mmの丁字管より漏水が発生した。止水に際しては、丁字管を撤去のうえ修繕する必要があり、そのためには漏水箇所の前後で仕切弁を閉鎖する必要があるが、当該箇所の前後に仕切弁がなかったことから、新たに不断水ストッパーを設置し、漏水箇所を断水する必要が生じた。 本案件については、市民生活および社会環境への影響を考慮し、一刻も早く止水する必要があるため、市内業者14社にて組織され、緊急時に人員や材料を早急に手配できる体制が構築されており、かつ現場の事故状況を熟知している草津市管工事協同組合と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
4	令和5年度 第1—14号	学校空調緊急修繕	草津市大路二丁目他	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	草津市立小中学校の空調設備修繕	8,063,000 円	令和5年7月13日～令和5年10月31日	当該空調設備は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約12年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。 児童生徒の健康を第一に考え、現在は緊急的に空調設備が正常に稼働している教室へ移動（避難）する等の対応にて、学校運営をしているが、このような対応にも限界があり、健全な学校運営に著しく影響を及ぼしている。 このことから、児童生徒の健康を考慮し、一刻も早い復旧が求められ、早急に稼働させる必要があることから、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合と相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
5	令和5年度 第1—16号	草津市役所2階健康増進課執務室空調設備修繕工事	草津市草津三丁目	管	株式会社TSエンジニアリング	京都市右京区西京極大門町24-1	市役所庁舎2階健康増進課執務室の空調機設備の修繕工事	5,423,000 円	令和5年7月11日～令和5年7月31日	庁舎建設当時から使用している当該執務室の空調機が故障により動作停止状態となり、修理不能であることから、空調機を更新するものである。当時、執務室は室温がかなり高い状態であり、来庁される市民の方に体調不良者が出てもおかしくはない状態であることから、緊急に修繕工事をする必要があった。 当該工事について、庁舎において、当該空調設備（三菱製空調機）の保守対応に関して、過去より三菱電機の関連会社であるTSエンジニアリングが行っており、当該業者は今回の空調故障時ににおいても、保守の一時対応および故障の原因調査を行っていることから、設備の現況も熟知しており、緊急対応が求められる状況を考えて、TSエンジニアリングを相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
6	令和5年度 第1—17号	北山田浄水場脱水機整備工事	草津市北山田町	機械器具設置	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原三丁目3番31号	計装用コンプレッサー他整備一式	3,630,000	令和5年9月21日～令和6年2月26日	石垣メンテナンス株式会社は、当該脱水機の製造メーカーである株式会社石垣のメンテナンス専門業者であり、当該作業を確実に実施できる唯一の業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
7	令和5年度 第1—20号	下北池No.3マンホールポンプ場ポンプ等更新工事	草津市野路町	機械器具設置	株式会社田中機電	大津市枝一丁目6番11号	No.2水中汚水ポンプ口径65mm 出力1.5kw 揚程6.8m 1台および脱着装置一式を更新	2,337,500円	令和5年9月5日～令和6年1月15日	当該機器を更新しなければ汚水排水に支障をきたし、ひいては溢水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。 このことから、下水道施設維持管理業務（マンホールポンプ場点検・運転管理）の委託業者（五大産業㈱）の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している㈱田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができるところから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
8	令和5年度 第1—21号	玉川マンホールポンプ場ポンプ更新工事	草津市野路九丁目	機械器具設置	株式会社田中機電	大津市枝一丁目6番11号	No.2水中汚水ポンプ 口径100mm 出力5.5kw 揚程11.9m 1台を更新	1,776,500 円	令和5年9月13日～令和6年1月25日	当該機器を更新しなければ汚水排水に支障をきたし、ひいては溢水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。 このことから、下水道施設維持管理業務（マンホールポンプ場点検・運転管理）の委託業者（五大産業㈱）の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している㈱田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができるところから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
9	令和5年度 第1-22号	学校空調緊急修繕その2	草津市若草二丁目他	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	草津市立小中学校の空調設備修繕	9,515,000 円	令和5年8月10日 ~ 令和5年9月8日	当該空調設備は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約12年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。児童生徒の健康を第一に考え、現在は緊急的に空調設備が正常に稼働している教室へ移動（避難）する等の対応にて、学校運営をしているが、このような対応にも限界があり、健全な学校運営に著しく影響を及ぼしている。このことから、児童生徒の健康を考慮し、一刻も早い復旧が求められ、早急に稼働させる必要があることから、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合を相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
10	令和5年度 第1-25号	上笠一丁目マンホールポンプ場ポンプ等更新工事	草津市上笠一丁目	機械器具設置	株式会社田中機電	大津市枝一丁目6番11号	No.1・2水中汚水ポンプ口径65mm 出力0.75kw 揚程4.4m 2台の更新と併せて着脱ペンド等の交換	1,738,000円	令和5年9月21日 ~ 令和6年1月31日	当該機器を更新しなければ汚水排水に支障をきたし、ひいては溢水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。このことから、下水道施設維持管理業務（マンホールポンプ場点検・運転管理）の委託業者（五大産業㈱）の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができるところから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
11	令和5年度 第1-28号	新浜管末水質監視装置修繕	草津市新浜町他	電気	ケイエンジニアリング株式会社	滋賀県大津市大萱6丁目5番12号	管末水質監視装置修繕 一式	4,950,000 円	令和5年10月16日 ~ 令和6年3月22日	当該修繕については、既存設備のシステムの一部を取替えるものであることから、その内容を把握する必要がある。システムの内容については、構築業者であるケイエンジニアリング（株）として公開していない内容が含まれているため、適正な修繕を行えるのは、当該業者のみであることから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
12	令和5年度 第1-33号	学校空調緊急修繕その3	草津市平井三丁目	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	草津市立笠縫東小学校の空調設備修繕	1,628,000 円	令和5年10月27日 ~ 令和5年12月20日	当該空調設備は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約12年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。児童生徒の健康を第一に考え、現在は緊急的に空調設備が正常に稼働している教室へ移動（避難）する等の対応にて、学校運営をしているが、このような対応にも限界があり、健全な学校運営に著しく影響を及ぼしている。このことから、児童生徒の健康を考慮し、一刻も早い復旧が求められ、早急に稼働させる必要があることから、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合を相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
13	令和5年度 第1-39号	草津市営火葬場火葬炉修繕（その2）	草津市東草津四丁目	機械器具設置	邦英商興株式会社	名古屋市北区志賀町一丁目18番	・火葬炉火格子煉瓦 積替（2・3号炉） ・火葬炉全体積替 (1号炉) ・バーナー部品取替 (1・2・3号炉) ・消耗雑材の取替工事 ・安全対策・養生・ 足場・片づけ・清掃 ・各種点検確認・試 運転調整 ・発生廃材類撤去処 分（産廃処分）	8,602,000 円	令和5年12月27日 ~ 令和6年2月29日	草津市営火葬場は竣工から40年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取替え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返し、本市の火葬炉専用に製造されている物である。その面面や製造方法は耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉の規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
14	令和5年度 第1-43号	学校空調緊急修繕その4	草津市青地町他	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	草津市立小中学校の空調設備修繕	12,813,900 円	令和5年12月18日 ~ 令和6年2月29日	当該空調設備は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約12年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。現時点では、室外機の設定を変更（通常3台1セット⇒2台1セットに設定変更、2台に負荷がかかる。）し、空調の効きが弱い状態で学校運営をしており、これを是正する必要がある。不具合発覚後、早急に対応していたが、発注時期が空調設備運用期間（冬：11～3月）となることから、児童生徒の健康を考慮し、一刻も早い復旧が求められ、早急に稼働させる必要があるため、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合を相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。